事業完了報告書

提出日：2023 年　4 月 30 日

1．事業概要

（1）資金分配団体名：特定非営利活動法人まちぽっと
（2）事業名：市民社会強化活動支援事業
（3）事業実施期間：2019 年 11 月から 2023 年 3 月
（4）実行団体名：①特定非営利活動法人エコ・コミュニケーションセンター（ECOM）、②認定 NPO 法人くるみー来未、③特定非営利活動法人芸術家と子どもたち、④特定非営利活動法人コミュサーあおもり、⑤特定非営利活動法人全国女性シェルターネット、⑥特定非営利活動法人東京里山開拓団、⑦一般社団法人栃木県若年者支援機構、⑧認定特定非営利活動法人びーのびーの、⑨特定非営利活動法人フリースクール木のねっこ、⑩特定非営利活動法人 Tansa

2. 規程類の整備・運用実績

いずれかにチェック☑をつけていただき、項目ごとの設問に回答してください。

（1）事業期間に整備が求められている規程類の整備は完了しましたか。
☑　完了　／　☐　整備中
→上記で「整備中」を選択した場合、整備できていない理由を記載してください。また、事業開始時と比較して、整備状況が改善された点を記載してください。
（2）　整備が完了した規程類を自団体の web サイト上で広く一般公開していますか。
☒　全て公開した　／　☐　一部未公開　／　☐　未公開
→上記で「一部未公開」または「未公開」を選択した場合、その理由と公開予定日を記載してください。
（3）　変更があった規程類に関して JANPIA に報告しましたか。
☑　変更があり報告済　／　☐　変更があったが未報告　／　☐　変更はなかった
→上記で「変更があったが未報告」を選択した場合、その理由を記載してください。

3. ガバナンス・コンプライアンス体制の整備・運用実績

いずれかにチェック☑をつけていただき、項目ごとの設問に回答してください。

（1） 社員総会または評議員会、理事会は、規程類の定めるとおりに開催されていますか。
☑ はい ／ ☐ いいえ
→上記で「いいえ」を選択した場合、その理由を記載してください。
（2） 内部通報制度は整備されていますか。
☑ はい ／ ☐ いいえ
→上記で「はい」を選択した場合、設置方法を以下から選んでください。（複数選択可） ☑ 内部に窓口を設置 ／ ☐ 外部に窓口を設置 ／ ☐ JANPIA の窓口を利用
（3） 利益相反防止のための自己申告を定期的に行っていますか。
☑ はい ／ ☐ いいえ
→上記で「いいえ」を選択した場合、その理由を記載してください。
（4） 関連する規程類や資金提供契約の定めるとおりに情報公開を行っていますか。
☑ はい ／ ☐ いいえ
→上記で「いいえ」を選択した場合、その理由を記載してください。
（5） コンプライアンス委員会を設置していましたか。
☑ はい ／ ☐ いいえ
→上記で「いいえ」を選択した場合、その理由を記載してください。
（6） ガバナンス・コンプライアンス体制の整備や強化施策を検討・実施しましたか。
☑ はい ／ ☐ いいえ
→【任意】上記で「はい」を選択した場合、どのような検討・実施をしたか事例を記載してください。 ガバナンス・コンプライアンス体制の強化のため、各種規程類の見直しや役職員による研修の実施などについて理事会等での協議を進めた。

（7） 団体の決算書類に対する会計監査はどのように実施しましたか。本事業の最終年度の状況を選択してください。（実施予定の場合を含む）
☐ 外部監査 ／ ☑ 内部監査 ※（複数選択可）
→上記で外部監査／内部監査を選択した場合、その実施者/実施時期を記載してください。 監事による監査を基本として、担当理事によるチェック等を行う。
（8） 本事業に対して、国や地方公共団体からの補助金・助成金等を申請、または受領していますか。
☐ はい ／ ☑ いいえ

4. 広報実績

いずれかにチェック☑をつけていただき、設問に回答してください。

（1）シンボルマークの活用状況
☑ 自団体のウェブサイトで表示している ／ ☑ 広報制作物に表示している ☑ 報告書に表示している ／ ☑ イベント実施時に表示している ☑ その他
→「その他」を選択した場合は記載してください （自由記述）：物品等へのシンボルマーク・シールの活用

最終年度の広報実績について記載してください。

広報種類	有無	内容
メディア掲載（TV・ラジオ・新聞・雑誌・WEB 等）	有	都政新報への記事の掲載
広報制作物等	有	報告会チラシの作成、
報告書等	有	事業報告書の作成、配布

5. 実行団体への事業完了時監査

いずれかにチェック☑をつけていただき、項目ごとの設問に回答してください。

実行団体への事業完了時監査は実施しましたか。
☐　実施済み　／　☑　実施予定（完了予定時期：5 月中旬まで　　）
→上記で「実施済み」を選択した場合、どのような評価できる点や課題があったか、その他気づいた点などを記載してください。

6. その他（本助成を通じて組織として強化された事項や新たに認識した課題、今後の対応/あればよいと思う支援や改善を求めたい事項など、自由にご記載ください。）

本事業の他、2 つの助成事業を実施しており、本事業での経験は他の助成事業を実施する際の参考となる部分が多くあった。その例としては、「伴走支援」のあり方・考え方・具体な取組みとして実行団体の意思を反映しつつより効果的な成果を生み出す方法や、他の団体と「つながり」により発生する効果などである。一方で、資金分配団体は実行団体への伴走支援が役割であり、資金分配団体自らの持続可能性を高めること、特に資金的な確保などは取組みの性格上限界があるのではと感じた。

また、新たに認識した課題としては、社会的な課題の解決は非営利活動・民間活動・助成事業だけでは限界があり、制度の改善や社会状況の変化・改善が必要であることから、実行団体や資金分配団体と政府や企業の関係者などがそれぞれの社会的な課題（テーマなど）についてその解決のための意見交換や協議の場をつくることが必要ではないか、休眠預金活用制度であるからこそできるのではと感じた。

【添付資料】

活動の様子がわかる写真　5 枚程度

JANPIA の事業報告書や WEB サイト、SNS 等で公開可能な写真を 5 枚程度（1 枚 2MB 以下）ご提出ください。（肖像権・著作権に十分にご注意ください。）

それぞれどんな場面の写真なのか、1 枚あたり 50 字から 200 字程度で説明を記載していただきますようお願いいたします。

※ご提出をもって JANPIA での使用にご了承いただいたこととし、使用時に改めて確認はいたしませんので、ご承知のうえ、使用に差支えのない写真（使用許可をとった写真や個人が特定される写真を避ける等）を選んでいただきますようお願いいたします。

◆　参考資料：実行団体インタビュー動画

NPO 法人エコ・コミュニケーションセンター(ECOM)	https://youtu.be/70J2HShgiW0
認定 NPO 法人くるみー来未	https://youtu.be/fmNgTyEsinw
NPO 法人芸術家と子どもたち	https://youtu.be/zLQXKhCc__c
NPO 法人コミュサーあおもり	https://youtu.be/582C4mJiyV8
NPO 法人全国女性シェルターネット	https://youtu.be/LdH0y1S093w
NPO 法人東京里山開拓団	https://youtu.be/Fk7j7r0I-W8
一般社団法人栃木県若年者支援機構	https://youtu.be/lyUUkqWKYoY
認定 NPO 法人びーのびーの	https://youtu.be/APMQ87CzfA8
NPO 法人フリースクール木のねっこ	https://youtu.be/s3962e4ssnY
NPO 法人 Tansa	https://youtu.be/Qt8S8id79z0

NPO法人 フリースクール 木のねっこ

ご紹介

木のねっこのあゆみ

2012　広島市安佐北区の里山にて
　週末フリースクールを開始
2013　NPO法人化、平日フリースクールオープン
2016　通信制高校「明蓬館高校」サポート校
　「木のねっこ高等学院」開校
2018　廿日市市に法人事務所・フリースクール移転
2020　休眠預金事業
　「子どもがつくる次世代型町内会」スタート

場所：広島市廿日市市上平良233-2
TEL:0829-78-1904
運営代表：横山はるみ

フリースクール木のねっこは、
2012年に、学校に行きたくない子どもと、
自然の中で遊びたい子どもと、
その親で、
里山地域ではじめた
子どもの主体的な学び場です。

学び場って？

生きる力として、安心安全な場所
（権利が保障されている場所）で、
自らが主体的に
つくること（農・料理、DIY）、食べること、
表現すること（アート）を軸に、
自然と共に暮らし、
地域活動（多世代多文化交流）を通し、
多様な学びを実践しています。
対象年齢：フリースクール　６歳～15歳

なぜ フリースクールが必要なのか

2020年文科省調べでは、小中学生の不登校は19万6千人、不登校傾向等は28万人。
日本財団調べでは、不登校傾向の中学生は33万人と発表　＊不登校の子どもの約１％がフリースクール等の民間施設に所属

2022年2月文部科学省発表『児童生徒の自殺対策について』
子どもの自死者数、2020年：499人、2021年：473人。日本の10代の自死は国際的に深刻
↓
第17条3　自殺対策基本法施行（平成28年/2016）

教育機会確保法

＊「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の略称
不登校の児童生徒に対する教育の機会の確保、夜間などに授業を行う学校における就学機会の提供などの施策に関して、基本理念や国・地方公共団体の責務などを規定した法律です。平成28年（2016）成立

内 容

①学校を休んでもいい　②学校以外にも学ぶ場所がある

児童の学校復帰ではなく、学校と地域の長期的な社会的自立にむけた連携・必要な情報提供を推進。

しかし！

2022年度の現状は？

- **出席認定は概ねＯＫ！**
- **行政からの支援金はゼロ！**

フリースクールへの国からの補助は無いのが現状です。
地方自治体によっては補助金制度があるところも
少数ながら存在していますが、残念ながら、
広島県内では現在まで実例はありません。
家庭への金銭的負担が大きく、
通いたい子がすべて通えていないのが実情です。
スタッフもほとんどがボランティアです。

So, We Need Your Help!
応援、ご支援をお願いします！

子どもがつくる 次世代型町内会

休眠預金等活用事業

この事業は、フリースクール生を中心とした子どもたち自らが、地域の担い手となり、社会課題を解決するために、試行錯誤しながら挑戦し、世代や国籍を超えて、共に学び、多様な生き方を認め、活かし合い、オンラインとリアルを駆使して地域と地域をつなぐ「次世代型の町内会」のモデルづくりです！

1 学び・自立

創業＆就業サポート
探査報道・協働組合

〈お仕事承り中〉
・小中学生就業＆中学生創業体験（3名創業中）
〈Tansaスクープを放つ！〉vol.1,2出版済
〈HATSUNE座〉
・会員による創業や互助・各種教室＆研修主催

2 地域・マイノリティ交流

子どもたち主体で
無添加無化調のベジランチ
こちょカフェ　1回/月

ランチ	無料
スウィーツ	400円
挽きたて珈琲	200円

＊売り上げは話し合い、
野外活動費等に充当しています。

地域で未来を育てるためにできること！！
～衣食住医政教金～

3 発信・連携

マイノリティ配信！！
小中学生の多様な学び
×
多文化共生

youtube「キノネッコラジオ」	1回/月
FMはつかいち　毎月第2火曜日	
16：00　「からふるタウン廿日市」	1回/月
インスタライブ　子ども町内会	1回/週
SNS　Facebook　HP	毎日

4 多文化共生

日本語カフェからふる　1回/週

日本人と在住外国人の集う場所づくり
勉強したり、特技を披露したり、暮らしの気軽な相談や、
友達づくり、情報交換。
子連れもOK　地域連携

地域交流×国際理解×フードロス
（おやつと食品の提供）

子どもたちからの声

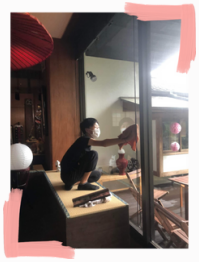

自分にとってはいろんな人としゃべる機会があることが学びになります。
H　12歳

地域の人とのつながりや信頼関係ができることは私にとってはいい経験になっています。
F　14歳

「フリースクール」という自分にとって 新しい冒険の道、学校と家だけにとらわれず新たな道を進むことができた。
L　14歳

連携団体

広島版 ひきこもり支援情報ポータルサイト ハルモニ@ホーム

MIYAJIMA GUEST HOUSE Mikuniya 三國屋

市民グループ えぇじゃん ASIAN

木のねっこHP　子ども町内会多言語サイト　公式LINE

本休眠預金等活用事業の助成は2023年3月に終了します。今後もこの取り組みを継続できるよう、ご支援お願いします。

休眠預金等活用事業制度の紹介

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」（休眠預金等活用法）に基づき、10年以上取引のない預金等（休眠預金等）をNPO法人などの活動をとおして、社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度が2019年度から始まりました。

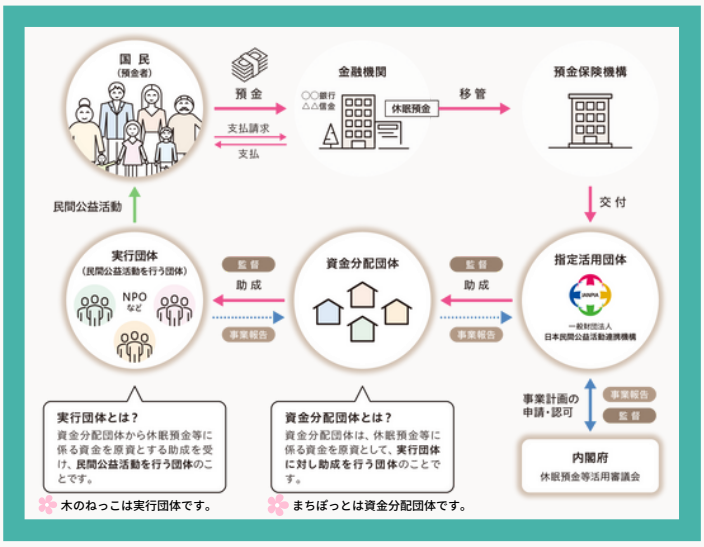

〇活用の目的
- 国、地方公共団体が対応困難な社会の諸課題の解決を図る
- 民間公益活動の担い手の育成と民間公益活動に係る資金調達の環境を整備

〇目的達成で期待される効果
- 社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築
- NPO法人をはじめ、民間公益活動を行う団体の資金的自立性と事業の持続可能性を確保

JANPIAの紹介

指定活用団体として「一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）」が指定され、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の休眠預金等活用法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築の促進を目的として、2019年度から資金分配団体への助成事業の取組みが進められています。

一般財団法人日本民間公益活動連携機構（JANPIA）
〒100-0011東京都千代田区内幸町2－2－3 日比谷国際ビル314
TEL 03-5511-2020（代表）　https://www.janpia.or.jp/

NPO法人まちぽっとの紹介

地域に住み、暮らす市民の視点から、市民の参加による持続可能な社会づくり、豊かな地域社会づくりを目指して活動しています。2019年度に休眠預金等活用制度に基づく資金分配団体として、NPO法人フリースクール木のねっこをはじめ全国10団体の実行団体の皆さんと一緒に活動を進めています。

NPO法人まちぽっと
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル501
TEL：03-5941-7948　FAX：03-3200-9250　https://machi-pot.org/

応援の方法

木のねっこ寄付サイト
https://kinonekko.info/kifu/

木のねっこ寄付サイト内より、下記の中から選択していただき、お手続きいただきますようお願いします。

1．事業活動、運営への寄付：事業活動、運営などに係る経費を応援！
2．子どもたちへの寄付：指定の寄付①子どもたちを応援！
3．プロジェクトへの寄付：指定の寄付②プロジェクト活動の応援！

運営費の実情

収入
451万円/年間

受け取り会費	12万円
寄付金	0円
受け取り助成金	296万円（休眠預金等活用事業）
自主事業収入	128万円（月謝等利用料）
その他収益	5万円

支出
509万円/年間

事業費（主に運営経費）	451万円
管理費（家賃など）	58万円

（2020年度ＮＰＯ法人フリースクール木のねっこ活動計算書より）

＊受け取り助成金は毎年未確定なものであり、月謝等利用料の自主事業収入は子どもの登校が義務ではないため、不安定です。
＊欠損の費用については前年度繰越金により補填しました。

NPO法人フリースクール木のねっこの活動・継続への応援・支援をお願いできませんか。

寄付の内容のご紹介

１．事業活動、運営への寄付

「フリースクール木のねっこ」の運営には多くの資金が必要です。
日常的な運営に係る経費のほか、契約スタッフの人件費や交通費、施設（家賃や修繕や環境整備)に係る経費などが必要です。その運営を支えていただくための寄付をお願いします。

２．子どもたちへの寄付（指定の寄付①）

１）子どもたちの利用料（入校金・月謝）の支援
①「フリースクール木のねっこ」は民間での運営のため、月に３万円（年払い３０万円）の月謝がかかります。
経済的な理由で通うことができない子どもたちもいます。その子どもたちやご家族を支えるための寄付をお願いします。
②月謝ではなく、１回３千円ごとの利用料での通学も可能です。
その子どもたちやご家族、運営を支えるための寄付をお願いします。

２)「特別・課外授業」「野外活動」実施への支援
お仕事体験や創業サポート、探査報道・発信などゲストを迎えた特別・課外授業や、キャンプをはじめとした野外活動など、様々な学びの場づくりを進めています。その実施を支えるための寄付をお願いします。

３）農業体験授業・主催イベント開催のための支援
自分たちで食べる野菜などはみんなで育てています。またさまざまな団体と協力して各種イベントを開催しています。
農業体験授業の実施には農機具などの経費がかかり、主催イベントの開催には会場費や交通費などが必要です。
その実施を支えるための寄付をお願いします。

３．プロジェクトへの寄付（指定の寄付②）

１）広報活動への支援
フリースクール木のねっこの活動を多くの人に知っていただくため、Youtubeでの動画配信や「FMはつかいち」でのラジオ配信を行っています。その配信費用など、広報活動を支えるための寄付をお願いします。

２）こちょカフェなどでの食材費支援
子どもたちが運営する「こちょカフェ」などで食事、軽食の提供のための食材が必要です。
その運営を支えるための寄付をお願いします。

応援の方法

木のねっこ寄付サイト
https://kinonekko.info/kifu/
から、お手続きいただけます！

寄付サイト内の、下記の中から選択していただけます。

１．事業活動、運営への寄付：事業活動、運営などに係る経費を応援！
２．子どもたちへの寄付：指定の寄付①子どもたちを応援！
３．プロジェクトへの寄付：指定の寄付②プロジェクト活動の応援！

よろしくお願い致します！！！

事例①経理業務の課題整理と効率化支援

実行団体としての成果報告
～はじめてのプロボノマッチング～

第１回ボランティア・プロボノマッチング会
成果報告会

報告者：NPO法人フリースクール木のねっこ　岸岡美由紀

NPO法人
フリースクール木のねっこ

広島県廿日市市

６～15歳の子どもの学校外の学び場

生きる力を育む
（農・野外炊飯・DIYなど）

☆スキルボランティア・プロボノ支援を希望した背景

・スタッフに経理の得意な者がいないため、常に手探り状態で、
経理に関し漠然とした不安を抱えていた。
・スタッフ一人一人が多岐にわたる業務を抱えているため、
経理事務の効率化を望んでいた。

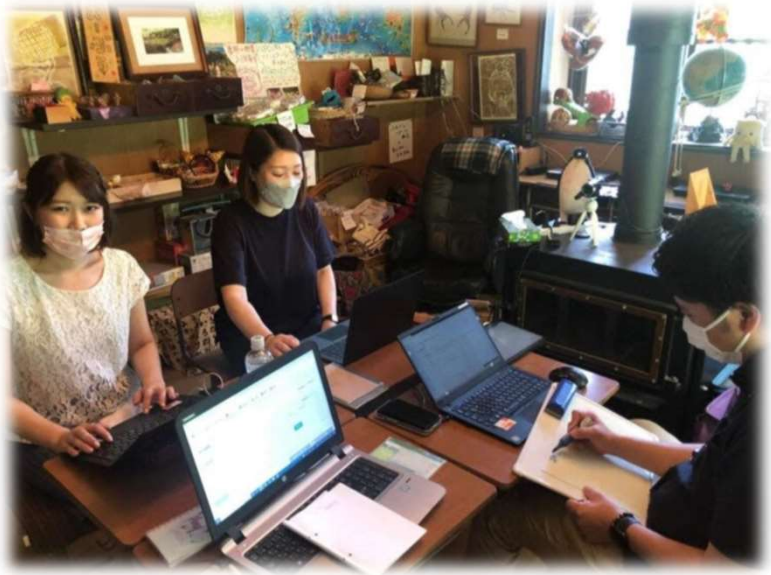

☆はじめての企業連携、支援を受け入れる中で工夫したこと

・フリースクール自体に興味関心をもって下さった上で支援をしていただけるのかどうかを確認した。
⇒子どもたちとの関りを優先として日常の業務の導線などを理解頂けた上での提案をして欲しかったため。
・問題点が具体的にならなくても、分からないなりの言葉にして伝えた。
・経理面で現実的にみて自立できるように、現時点でできること、できないことを伝えた。

☆支援を受け入れて、組織・業務はどのような変化があったか

・できていない点が明確化され、間違いが減った。
⇒経理のプロである公認会計士の方々に確認してもらうことで
　自信が持てた。
・一人で負っていた責任が減り、業務に対する不安が減った。
・経理事務が効率化され、役割分担ができた。
・こども達もイベントの屋台販売の利益計算など、身近に経理を
　取り入れることができた。

☆今後への期待

・同じような悩みを持つNPOなどの団体へ、このようなサポートが水平展開していくといいと思う。

・一応のサポート期間終了の区切りはあるが、突発的な問題が生じた時また相談に乗ってもらえるような関係構築をしていきたい。

事例 ① 経理業務の課題整理と効率化支援

コーディネータ団体の役割について

2022年11月30日

第1回 ボランティア・プロボノマッチング会
成果報告会

報告者：NPO法人まちぽっと　金和代/キムファデ

NPO法人まちぽっと　とは

- 地域社会に住み、暮らす市民の視点から、市民の参加による**持続可能な市民社会づくり**、**豊かな地域社会づくり**を目指して活動しています。

まちぽっとWebサイト　https://machi-pot.org/

- **2019年度資金分配団体**として、NPO法人フリースクール木のねっこをはじめとする全国10団体の実行団体と一緒に活動を進めています。

コーディネーター団体として

- 意識したことは？
  - 実行団体の円滑な事業活動を後押しするのが資金分配団体の役割
  - プロボノを通じて基盤整備を図る＝今回の会計・経理事務は必須
  - プロボノを通じて実行団体の取組みへの理解と協力者を広げる
  - 決めた期間(3カ月間)内で終了する
- 具体的に担ったことは？
  - スケジュール調整
  - 会議の記録と共有

今回の連携の特徴

- ３カ月の期間中、２回対面でサポートを受けた。
  - 初回の対面実施では、時間をかけて「現状把握」「課題整理」を行い、期間終了までの作業内容の洗い出しができた。
  - 紙資料が多かったため、直接資料を見てもらうことでスムーズに作業が進んだ。
- 2回目はワークショップを行い、お互いの普段の仕事や取り組みを知る機会を持てた。
  - 「支援する」「支援される」の関係を越えて、交流の時間が持てた。

NPO法人コミュサーあおもり
フリースクール「あおもりサニーヒル」の活動への
応援・ご支援をお願いします

応援、ご支援の内容

1. 子どもたちへの寄付（指定の寄付）**…通常の学校であればかからない費用がかかります**

1）「子どもたちの利用料（入校金・月謝）」支援のための寄付

フリースクール「あおもりサニーヒル」は民間での運営のため、月に33,000円（入校金80,000円）の月謝がかかります。経済的な理由で通うことができない子どもたちもいます。その子どもたちやご家族を支えるための応援、ご支援をお願いします。

2）「通所交通費」支援のための寄付

フリースクール「あおもりサニーヒル」に通うための費用は自己負担です。電車やバスの交通費も年間を通すと多くの費用負担となります。子どもたちやご家族を支えるための応援、ご支援をお願いします。

3）「屋外活動費用」への寄付

屋外・課外活動として、農作業の実施や社会活動・施設の見学などを実施しています。子どもたちにより多くの場所や機会を設けるため、その活動を支えるための応援、ご支援をお願いします。

フリースクール あおもりサニーヒル ≫ https://komyusa-hidamari.jimdofree.com/

2. 事業活動、運営への寄付

フリースクール「あおもりサニーヒル」の運営には多くの資金が必要です。日常的な運営にかかる費用のほか、施設や学習環境の整備などの費用が必要です。事業活動・運営などを支えていただくための応援、ご支援をお願いします。

1）雪下ろし・雪かき費用支援のための寄付

気候変動の影響もあり、近年豪雪による影響を受けています。除雪費用などに昨年は約30万円を要しました。子どもたちが安心して通える環境を整えるため、活動を支えていただくための応援、ご支援をお願いします。

応援、ご支援の方法など

下記の中から選択していただき、ウェブサイトからお手続きいただきますようお願いします。

https://forms.gle/x1Lw17bFuTGRzE8X7

専用フォームはコチラ

1. 子どもたちへの寄付

指定の寄付として子どもたちの活動にかかる費用として活用します。

2. 事業活動、運営への寄付

事業活動、運営などにかかる経費として活用します。

NPO法人 コミュサーあおもり

フリースクール あおもり サニーヒル

あたたかくて、開放的。

未来を見つける
あなたの居場所。

NPO法人
コミュサーあおもり

〒030-0861 青森市長島2-4-19-2F
☎ 070-5328-2442[平日10:00～17:00]　fax. 017-753-2003
【港町オフィス】フリースクールあおもりサニーヒル
〒030-0901 青森市港町2丁目10-34 ☎ 080-5736-2442
メールアドレス komyusa.aomori.npo@gmail.com
https://komyusa-hidamari.jimdofree.com/

このリーフレットは、休眠預金助成金で作成しています。

サニーヒル 活動のようす

フリースクール あおもりサニーヒル

さまざまな理由で通常の学校には通学できない子どもたちの学びの場であり居場所です

小中学校在籍の子どもたちの出席日数を認めるという実績が増えています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

4 質の高い教育をみんなに

10 人や国の不平等をなくそう

SDGs(持続可能な開発目標)17の目標のうち「4番 質の高い教育をみんなに」に取り組んでいます。地方創生SDGs官民連携プラットフォーム会員です。学ぶ機会を失った子どもたち、居場所を失った子どもたちのための居場所と学ぶ機会を作っています。地域の子どもたちが安心して過ごせる居場所、その子に合った才能や良さを伸ばせる機会を提供します。

枝豆取ってはサヤ取り！

収穫体験でドキドキ！
はじめての耕運機

ジャガイモ選別中！
大きいのはどれかな？

親子で収穫体験！
大根を振ってはシャキッ！
大変だけど楽しい♪

菜園授業の休憩タイム！

クリスマス会でサンタクロース登場！

クリスマス会。
みんなでゲームを考えました！

学習タイム。
マンツーマン指導

ゴミ拾いのあとの記念撮影！

町に感謝の気持ちを込めて！
みんなでゴミ拾い。

実験！うまくできるの!?
缶ごはんづくり

はじめてのたこ焼きづくり！
おいしくなあれ！

青龍寺見学！年末大掃除！
大仏放水お清め！

2022年大覚表明！

卒業パーティ2021より。
みんな元気にしているかな？

プログラミング授業！
結構うまく動かせます！
才能あるかも？

休眠預金等活用制度とは?

「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律」(休眠預金等活用法)に基づき、10年以上取引のない預金等(休眠預金等)をNPO法人などの活動をとおして、社会課題の解決や民間公益活動の促進のために活用する制度が2019年度からはじまりました。

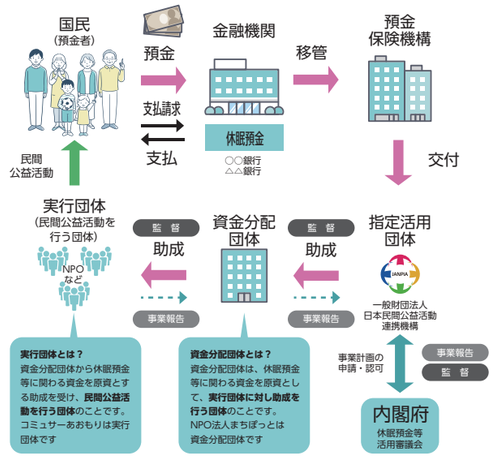

●活用の目的

・国、地方公共団体が対応困難な社会の諸課題の解決を図る

・民間公益活動の担い手の育成と民間公益活動に係る資金調達の環境を整備

●目的達成で期待される効果

・社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築

・NPO法人をはじめ、民間公益活動を行う団体の資金的自立性と事業の持続可能性を確保

「JANPIA」とは?

指定活用団体として「一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)」が指定され、休眠預金等に係る資金の分配・管理等の休眠預金等活用法で規定された役割にとどまらず、民間公益活動の好事例を積極的に創出・共有し、展開・発展させることで、社会の諸課題の解決のための自律的かつ持続的な仕組みの構築の促進を目的として、2019年度から資金分配団体への助成事業の取組みが進められています。

一般財団法人日本民間公益活動連携機構(JANPIA)
〒100-0011東京都千代田区内幸町2−2−3 日比谷国際ビル314
☎ 03-5511-2020(代表)　https://www.janpia.or.jp/

「NPO法人まちぽっと」とは?

地域に住み、暮らす市民の視点から、市民の参加による持続可能な社会づくり、豊かな地域社会づくりを目指して活動しています。2019年度に休眠預金等活用制度に基づく資金分配団体として、NPO法人コミュサーあおもりをはじめ全国10団体の実行団体の皆さんと一緒に活動を進めています。

NPO法人まちぽっと
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル501
☎ 03-5941-7948　FAX 03-3200-9250　https://machi-pot.org/

フリースクール事業の促進
関連資料

2022年10月

NPO法人まちぽっと
〒160-0021 東京都新宿区歌舞伎町2-19-13 ASKビル501
TEL:03-5941-7948 FAX:03-3200-9250 http://machi-pot.org/

文部科学省資料

「文部科学省における不登校児童生徒への支援施策」
2021年/「不登校に関する調査研究協力者会議資料」より

小・中学校における不登校の状況について

小・中学校における不登校児童生徒数は181,272人（前年度164,528人）であり，1,000人当たりの不登校児童生徒数は18.8人（前年度16.9人）。1,000人当たりの不登校児童生徒数は，平成10年度以降，最多となっている。

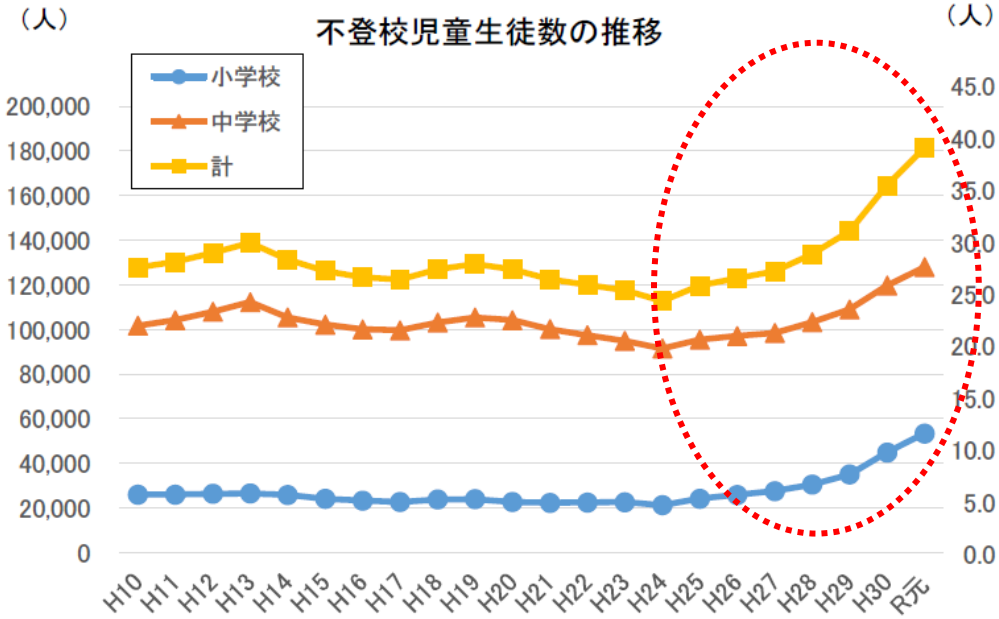

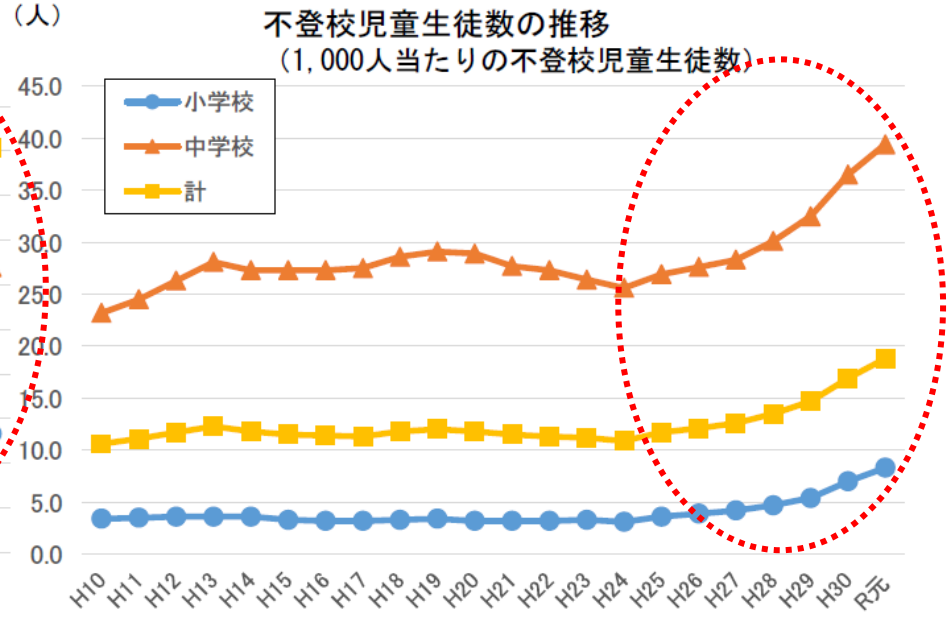

不登校児童生徒数（上段）と1,000人当たりの不登校児童生徒数（下段）

	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元
小学校	26,017	26,047	26,373	26,511	25,869	24,077	23,318	22,709	23,825	23,927	22,652	22,327	22,463	22,622	21,243	24,175	25,864	27,583	30,448	35,032	44,841	53,350
	3.4	3.5	3.6	3.6	3.6	3.3	3.2	3.2	3.3	3.4	3.2	3.2	3.2	3.3	3.1	3.6	3.9	4.2	4.7	5.4	7.0	8.3
中学校	101,675	104,180	107,913	112,211	105,383	102,149	100,040	99,578	103,069	105,328	104,153	100,105	97,428	94,836	91,446	95,442	97,033	98,408	103,235	108,999	119,687	127,922
	23.2	24.5	26.3	28.1	27.3	27.3	27.3	27.5	28.6	29.1	28.9	27.7	27.3	26.4	25.6	26.9	27.6	28.3	30.1	32.5	36.5	39.4
計	127,692	130,227	134,286	138,722	131,252	126,226	123,358	122,287	126,894	129,255	126,805	122,432	119,891	117,458	112,689	119,617	122,897	125,991	133,683	144,031	164,528	181,272
	10.6	11.1	11.7	12.3	11.8	11.5	11.4	11.3	11.8	12.0	11.8	11.5	11.3	11.2	10.9	11.7	12.1	12.6	13.5	14.7	16.9	18.8

※平成10年度調査より不登校児童生徒として調査を行っている。

小・中学校における不登校の状況について

90日以上欠席した者は不登校児童生徒数の55.6%を占め、長期に及ぶ不登校児童生徒が多い。

（人）

区分	欠席日数30～89日の者		欠席日数90日以上で出席日数11日以上の者		欠席日数90日以上で出席日数1～10日の者		出席日数0日の者		不登校児童生徒数
小学校	30,718	57.6%	18,383	34.5%	2,648	5.0%	1,601	3.0%	53,350
中学校	49,697	38.8%	60,188	47.1%	12,280	9.6%	5,757	4.5%	127,922
合計	80,415	44.4%	78,571	43.3%	14,928	8.2%	7,358	4.1%	181,272

55.6%

※ パーセンテージは，各区分における不登校児童生徒数に対する割合。

（出典）文部科学省「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」（令和元年度）

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律（概要）

【議員立法　平成２８年１２月１４日公布】

Ⅰ．総則（第1条～第6条）

目的　教育基本法及び児童の権利に関する条約等の趣旨にのっとり、不登校児童生徒に対する教育機会の確保、夜間等において授業を行う学校における就学機会の提供その他の義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等を総合的に推進

基本理念

1　全児童生徒が豊かな学校生活を送り、安心して教育を受けられるよう、学校における環境の確保
2　不登校児童生徒が行う多様な学習活動の実情を踏まえ、個々の状況に応じた必要な支援
3　不登校児童生徒が安心して教育を受けられるよう、学校における環境の整備
4　義務教育の段階の普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を尊重しつつ、年齢又は国籍等にかかわりなく、能力に応じた教育機会を確保するとともに、自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができるよう、教育水準を維持向上
5　国、地方公共団体、民間団体等の密接な連携

国の責務、地方公共団体の責務、財政上の措置等について規定

Ⅱ．基本指針（第7条）

1　文部科学大臣は、基本指針を定め、公表する
2　作成又は変更するときは、地方公共団体及び民間団体等の意見を反映させるための措置を講ずる

Ⅲ．不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等（第8条～第13条）

国及び地方公共団体は、以下の措置を講じ、又は講ずるよう努める

1　全児童生徒に対する学校における取組への支援に必要な措置
2　教職員、心理・福祉等の専門家等の関係者間での情報の共有の促進等に必要な措置
3　不登校特例校及び教育支援センターの整備並びにそれらにおける教育の充実等に必要な措置
4　学校以外の場における不登校児童生徒の学習活動、その心身の状況等の継続的な把握に必要な措置
5　学校以外の場での多様で適切な学習活動の重要性に鑑み、個々の休養の必要性を踏まえ、不登校児童生徒等に対する情報の提供等の支援に必要な措置

Ⅳ．夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等（第14条・第15条）

1　地方公共団体は、夜間等において授業を行う学校における就学の機会の提供等を講ずる
2　都道府県及び区域内の市町村は、１の事務の役割分担等を協議する協議会を組織することができる

構成員：①都道府県の知事及び教育委員会、②都道府県内の市町村長及び教育委員会、③民間団体等

Ⅴ．教育機会の確保等に関するその他の施策（第16条～第20条）

1　実態把握及び学習活動に対する支援の方法に関する調査研究等
2　国民の理解の増進
3　人材の確保等
4　教材の提供その他の学習の支援
5　学校生活上の困難を有する児童生徒等からの教育及び福祉をはじめとする各種相談に総合的に対応する体制の整備

Ⅵ．その他

1　公布日から２月後に施行（Ⅳ.は、公布日から施行）
2　政府は、速やかに、必要な経済的支援の在り方について検討し、必要な措置を講ずる
3　政府は、多様な学習活動の実情を踏まえ、施行後３年以内に検討を加え、教育機会の確保等の在り方の見直しを含め、必要な措置を講ずる

義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針（概要）
（平成29年3月31日文部科学大臣決定）

1.　教育機会の確保等に関する基本的事項

○ 義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等の意義・現状
○ 基本指針の位置付け
○ 基本的な考え方
- 不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等
  ➡ ◆魅力あるより良い学校づくりを目指すこと
  ◆不登校児童生徒の社会的自立を目指すこと
  ◆就学に課題を抱える外国人の子供に対する配慮が必要
  ◆不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮すること
  ◆不登校児童生徒の意思を十分に尊重しつつ、個々の児童生徒の状況に応じた支援を行うこと　等
- 夜間中学等における就学の機会の提供等　➡ 設置の促進や多様な生徒の受入れを推進することが必要
- 国、地方公共団体、民間の団体その他の関係者の相互の密接な連携の下で施策を実施

2.　不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する事項

○ 児童生徒が安心して教育を受けられる魅力ある学校づくり
- 魅力あるより良い学校づくり
- いじめ、暴力行為、体罰等を許さない学校づくり
- 児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮の実施

○ 不登校児童生徒に対する効果的な支援の推進
- 個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の推進
  ➡ 不登校児童生徒や保護者の意思を尊重しつつ、状況把握及び関係機関等との情報共有などの継続した組織的・計画的な支援の推進　等
- 不登校児童生徒に対する多様で適切な教育機会の確保
  ➡ 不登校特例校・教育支援センターの設置促進、教育委員会・学校と民間団体の連携等による支援の推進、多様で適切な学習活動の重要性及び休養の必要性を踏まえた支援　等
- 不登校等に関する教育相談体制の充実
  ➡ 教員やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関が連携した体制構築の促進　等

3.　夜間その他特別な時間において授業を行う学校における就学の機会の提供等に関する事項

○ 夜間中学等の設置の促進等
- 設置の促進
  ➡ ニーズの把握や設置に向けた準備の支援、法第15条に基づく協議会の設置・活用、広報活動の推進
- 既設の夜間中学等における教育活動の充実
- 自主夜間中学に係る取組

○ 夜間中学等における多様な生徒の受入れ
義務教育未修了者に加え、外国籍の者、入学希望既卒者、不登校となっている学齢生徒など、多様な生徒の受入れを図る

4.　その他教育機会の確保等に関する施策を総合的に推進するために必要な事項

○ 調査研究等
○ 人材の確保等
○ 相談体制等の整備
○ 国民の理解の増進
○ 教材の提供その他の学習支援

不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）

元文科初第 698 号
令和元年10月25日

【背景】　「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の施行状況の検討等に際し、過去の不登校施策に関する通知における不登校児童生徒の指導要録上の出席扱いに係る記述について、法や基本指針の趣旨との関係性について誤解を生じるおそれがあるとの指摘があったことから、当該記述を含めこれまでの不登校施策に関する通知について改めて整理し、まとめた。

【概要】

1　不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

・不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること

・不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、不登校のきっかけや継続理由に応じて、適切な支援や働き掛けを行う必要があること

2　学校等の取組の充実

・不登校児童生徒が生じないような魅力あるよりよい学校づくりを目指すほか、児童生徒の学習状況等に応じた指導・配慮を実施すること

・校長のリーダーシップの下、教員だけでなくスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーとも連携協力し、組織的な支援体制を整えること

・個々の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、*ICT*を活用した学習支援など多様な教育機会を確保すること

3　教育委員会の取組の充実

・研修などの体系化とプログラムの一層の充実を図り、不登校に関する知識や理解などを身に付けさせ、教員の資質向上を図ること

・教育支援センターの整備充実を進めるとともに、教育支援センターを中核とした不登校児童生徒やその保護者を支援するネットワークを整備すること

・訪問型支援など保護者への支援の充実を図るほか、日頃から民間施設とも積極的に情報交換や連携に努めること

学校外の公的機関や民間施設において相談・指導を受けている場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

学校外の施設における相談・指導が不登校児童生徒の**社会的な自立を目指すもの**であり、かつ、不登校児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、不登校児童生徒が自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような個別指導等の適切な支援を実施していると評価できる場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

★民間施設における相談・指導が適切であるかどうかは、「民間施設についてのガイドライン」を参考に、校長が教育委員会と連携して判断すること

★当該施設に通所又は入所して相談・指導を受けること

★学習成果を評価に反映する場合には、当該施設における学習内容等が学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

自宅においてＩＣＴ等を活用した学習活動を行った場合の指導要録上の出欠の取扱いについて

義務教育段階の不登校児童生徒が自宅においてICT等を活用した学習活動を行うとき、その学習活動が、当該児童生徒が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、**児童生徒の自立を助けるうえで有効・適切**であると判断する場合、下記の要件を満たせば、校長は指導要録上出席扱いとすることができる。

【要件等】

★保護者と学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること

★ICTや郵送、FAXなどを活用して提供される学習活動であること

★訪問等による対面指導が適切に行われること

★当該児童生徒の学習の理解の程度を踏まえた計画的なプログラムであること

★校長は、対面指導や学習活動の状況等を十分把握すること

★学習成果を評価に反映する場合には、学習内容等がその学校の教育課程に照らし適切であると判断できること

教育機会確保法の施行状況に関する議論のとりまとめ【概要】

「義務教育段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」の附則の規定に基づき、平成30年12月から有識者会議において法律の施行状況についての検討を行い、令和元年６月にその議論をとりまとめた。不登校児童生徒等に対する教育機会の確保等に関する主なとりまとめの概要は以下のとおり。

主な現状・課題

○小・中学校における不登校児童生徒数は、平成25年度以降５年連続で増加している。（小中合計：**144,031人**）

○法や基本指針の内容が教職員に十分周知されておらず、その趣旨に基づく対応が徹底されていない。
→教職員に対し、研修を通じ法及び同法に基づく基本指針の趣旨等の周知徹底を行った教育委員会等：315（**約16%)**

○特別に編成された教育課程に基づく教育を行う学校（不登校特例校）は全国に**12校**あり、このうち法成立後、新たに設置されたものは**2校**。（59の教育委員会等が設置を検討している）。

○教育支援センターは全国に**1,295箇所、約６割**の自治体に設置されている。未設置の主な理由は「通所を希望する不登校の児童生徒が少ないと見込まれるため」や「予算・場所の確保が困難なため」。

○**約15%**の教育委員会等が不登校児童生徒の支援に当たり、民間の団体・施設と連携している。連携していない主な理由は「域内に民間の団体・施設がないため」や「不登校児童生徒が利用できる施設が他にあるため」。

○法や基本指針の内容が児童生徒、保護者、地域の関係機関等に十分周知されていない。（法の趣旨を周知するため広報活動に取り組んだ教育委員会等は**約5%**）

○**約500**の教育委員会等において、不登校児童生徒が多く在籍する小学校や中学校に対し、その支援のためのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を工夫している。

○**約60**の教育委員会等で不登校児童生徒が学校外の機関等に通うための経済的支援を行っている。

主な対応の方向性

○全ての教職員が法や基本指針の趣旨（不登校というだけで問題行動であると受け取られないよう配慮し、児童生徒の最善の利益を最優先に支援を行うことが重要であること等）を踏まえ、個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援等を行うことができるよう、校内研修を始めとする教職員研修等を通じ、**法や基本指針の理解を深める**とともに、民間の団体等と連携するなどして、多様な教育機会の確保等に資する実践について学ぶための方策を検討する。

○**不登校特例校**の設置や取組事例等の周知、設置の申請に係る支援の強化など、設置促進に向けた方策を検討する。

○**教育支援センター**が設置されていない自治体への設置を推進するほか、近隣の既設のセンターとの連携や複数の自治体による**広域連携**、**公と民との連携**、既存の**公的施設の活用**等によるセンターの設置等、学校外の公的機関による支援体制の整備を推進する。

○**ICTを活用**した学習機会の提供、**訪問型支援**、保護者や学校の教職員への**コンサルテーション**など、支援の中核としての教育支援センターの機能強化を図るほか、地域の大学等の教育機関を含め関係機関と連携した支援体制の構築を推進する。

○教育委員会等と**民間の団体・施設の連携**推進に向けた方策を検討する。

○不登校児童生徒の実態や要因等に関する**調査研究**について検討する。

○学校において、不登校児童生徒の個々の状況に応じ、関係機関と連携した支援を行うことができるようチーム学校を一層充実させるため、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの配置を推進する。

○多様な教育機会の確保のために必要な**経済的支援**の方策について、現行制度の活用も含め、引き続き検討する。

不登校児童生徒への支援施策

○　個々の不登校児童生徒の状況に応じた支援の充実に向け、教育支援センターの取組支援や、出席扱いの措置、教育課程の弾力化等に取り組んでいる。

・教育支援センター（適応指導教室）の設置の推進

不登校児童生徒の社会的自立に向けた指導・支援を担う「教育支援センター（適応指導教室）」の設置を推進
（令和元年度：1,527施設（H30：1,449施設））

・不登校児童生徒を対象とした学校の設置に係る教育課程の弾力化（不登校特例校）

不登校児童生徒を対象として、その実態に配慮した特別の教育課程を編成する必要があると認められる場合、指定を受けた特定の学校において教育課程の基準によらずに特別の教育課程を編成

【特区措置を平成17年7月6日付け初等中等教育局長通知により全国化】

・不登校児童生徒に対する支援推進事業

不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備や学校以外の場における不登校児童生徒の支援を推進

【令和2年度に創設】

・教育相談体制の充実

不登校を含め様々な課題を抱える児童生徒への相談体制の強化に向け、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置やSNS等を活用した相談体制の構築を推進

・指導要録上の出席扱いについての措置等

小・中・高等学校の不登校児童生徒が教育支援センター（適応指導教室）や民間施設など学校外の機関で指導等を受ける場合や、自宅においてICT等を活用して行った学習活動について、一定の要件を満たすときは指導要録上「出席扱い」にできる

【令和元年10月25日付け初等中等教育局長通知（義務教育）】
【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知（高等学校）】

また、指導要録上「出席扱い」となった児童生徒を対象に、通学定期乗車券制度（いわゆる「学割」）を適用

【平成5年3月19日付け初等中等教育局中学校課長通知（義務教育）】
【平成21年3月12日付け初等中等教育局長通知（高等学校）】

小・中学校における不登校の状況について

不登校児童生徒が学校内外で相談・指導等を受けた状況

学校内外の機関等で相談・指導等を受けた不登校児童生徒は約12万9千人（前年度約12万8千人）で，不登校児童生徒に占める割合は65.7%（前年度70.4%）である。

不登校児童生徒のうち学校内外で相談・指導等を受けた人数

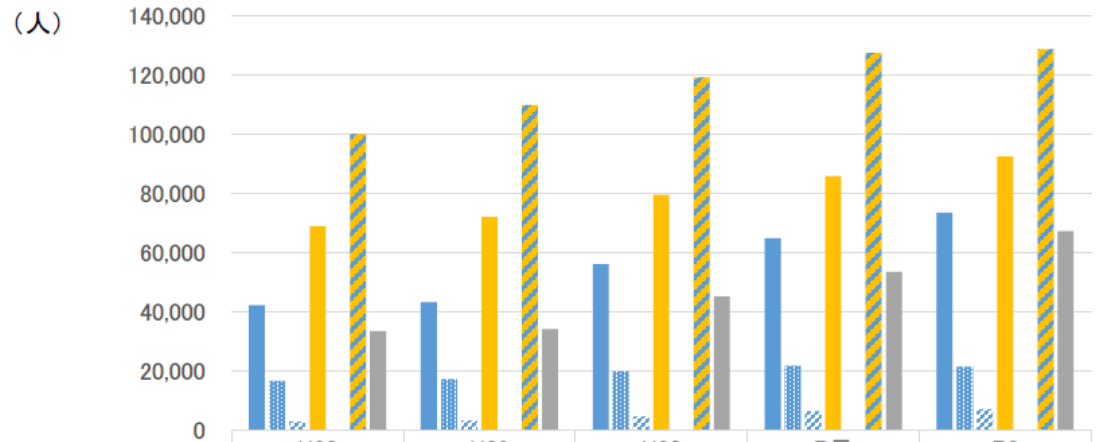

	H28	H29	H30	R元	R2
学校外の機関で相談・指導を受けた	42,219	43,336	56,090	64,877	73,527
うち「教育支援センター」	16,630	17,108	19,754	21,695	21,436
うち「民間団体、民間施設」	2,860	3,167	4,635	6,328	7,066
学校内で専門的な相談・指導を受けた	68,969	72,183	79,621	85,869	92,626
学校内外の機関で相談・指導を受けた	100,232	109,935	119,356	127,679	128,833
学校内外で相談・指導を受けていない	33,451	34,096	45,172	53,593	67,294

相談・指導等を受けた割合

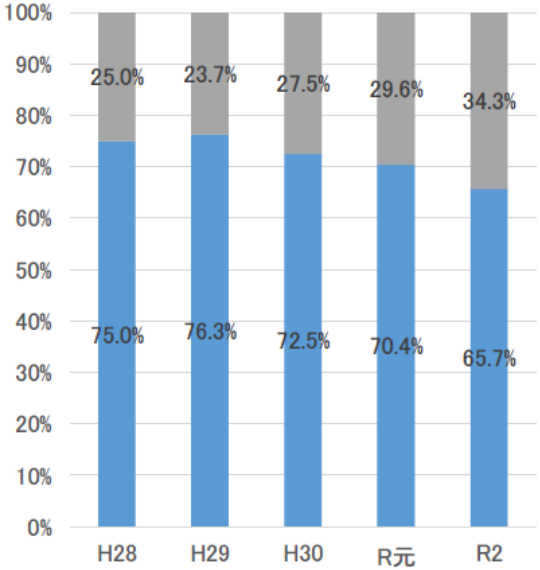

※学校内外の複数の機関で相談・指導等を受けた児童生徒がいるので，内数と合計は一致しない。

不登校児童生徒に対する支援推進事業

令和4年度要求・要望額　2.4億円
（前年度予算額　1.9億円）

文部科学省

【背景】 ○ 不登校児童生徒数は７年連続増加（令和元年度の小・中学校における不登校児童生徒数：約１８万１千人）
○ 平成２８年１２月７日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第７条を踏まえ、平成２９年３月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様で適切な教育機会の確保が重要**

事業概要

《不登校児童生徒支援に係る関係機関の連携体制の整備》

◆不登校児童生徒支援協議会等の設置

教育支援センターを中核とした教育委員会等と関係機関、フリースクール等の民間団体等の連携により、関係機関等が定期的に不登校児童生徒の支援の在り方について協議を行う、不登校児童生徒支援協議会等を設置。

◆関係機関との連携を支援するコーディネーター等の配置

不登校児童生徒への支援に関する窓口として、関係機関間の連絡調整、支援に関する学校への指導・助言等を実施するコーディネーター等を配置。

《学校以外の場における不登校児童生徒の支援の推進》

◆教職員研修会や保護者学習会等の実施

不登校児童生徒への多様で適切な支援を推進するため、フリースクール等の民間団体と連携するなどして、教職員向けの研修会や不登校児童生徒を抱える保護者向け学習会等を実施（実施回数を拡充）。

◆教育支援センターにおける相談・支援体制の強化

✓ アウトリーチ型支援等の実施
教育支援センターに通うことが困難な不登校児童生徒に対して、家庭訪問等を通じての相談、学習支援等を行う支援員や、不登校児童生徒のアセスメント、学習指導、保護者や学校の教職員へのコンサルテーション等を行う人材を配置し、広域的な支援体制を整備（支援員の拡充）。

✓ 教育支援センター等を中核とした支援ネットワークの整備

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置　（関連施策）

■スクールカウンセラー等活用事業・スクールソーシャルワーカー活用事業
令和４年度概算要求額　98億円

１．事業内容
スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置による教育相談体制の整備に要する経費の補助。
２．補助事業者　都道府県・指定都市　（SSWのみ中核市も対象、市区町村は間接補助）
３．補助率　１／３

支援スタッフの配置　（関連施策）

■学力向上を目的とした学校教育活動支援
令和４年度概算要求額　46億円の内数

１．事業内容
いじめ・不登校等への対応のため、教師に加えて多様な支援スタッフが学校の教育活動に参画する取組に要する経費の補助。
２．補助事業者　都道府県・指定都市　（市区町村は間接補助）
３．補助率　１／３

不登校児童生徒への対応に取り組む私立学校への支援　（関連施策）

■教育改革推進特別経費（教育の質の向上を図る学校支援経費）
令和４年度概算要求額　22億円の内数

１．事業内容
私立学校におけるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用による不登校児童生徒への教育機会の確保に要する経費の補助。
２．補助事業者　都道府県　３．補助率　１／２

実施主体	都道府県 政令指定都市
補助割合	国　1/3 都道府県・政令指定都市　2/3
補助対象経費	謝金、旅費、報酬、期末手当、交通費等

青森県資料

青森県教育データブック、2021年5月
青森県教育委員会 より

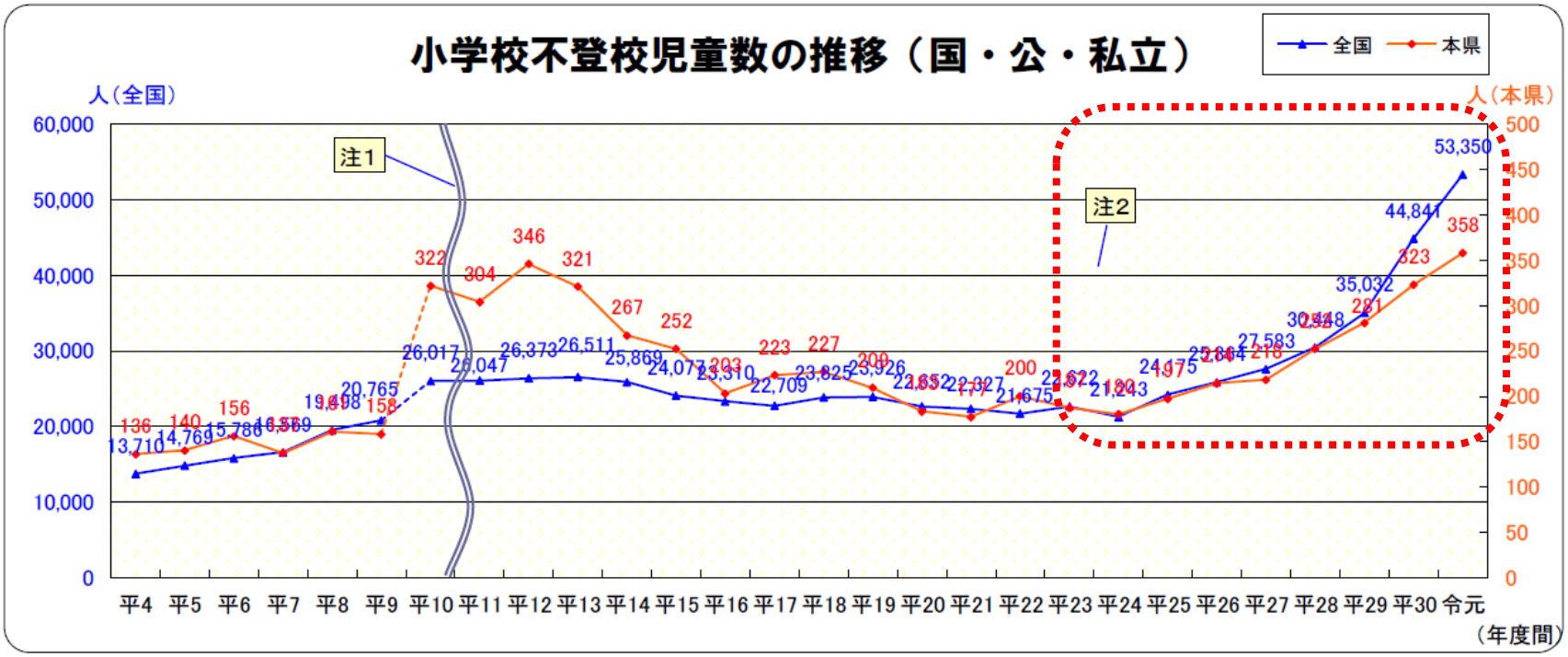
小学校不登校児童数の推移（国・公・私立）
全国
本県
人（全国）
人（本県）
注1
注2
60,000
50,000
40,000
30,000
20,000
10,000
0
500
450
400
350
300
250
200
150
100
50
0
平4 平5 平6 平7 平8 平9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 平19 平20 平21 平22 平23 平24 平25 平26 平27 平28 平29 平30 令元
（年度間）

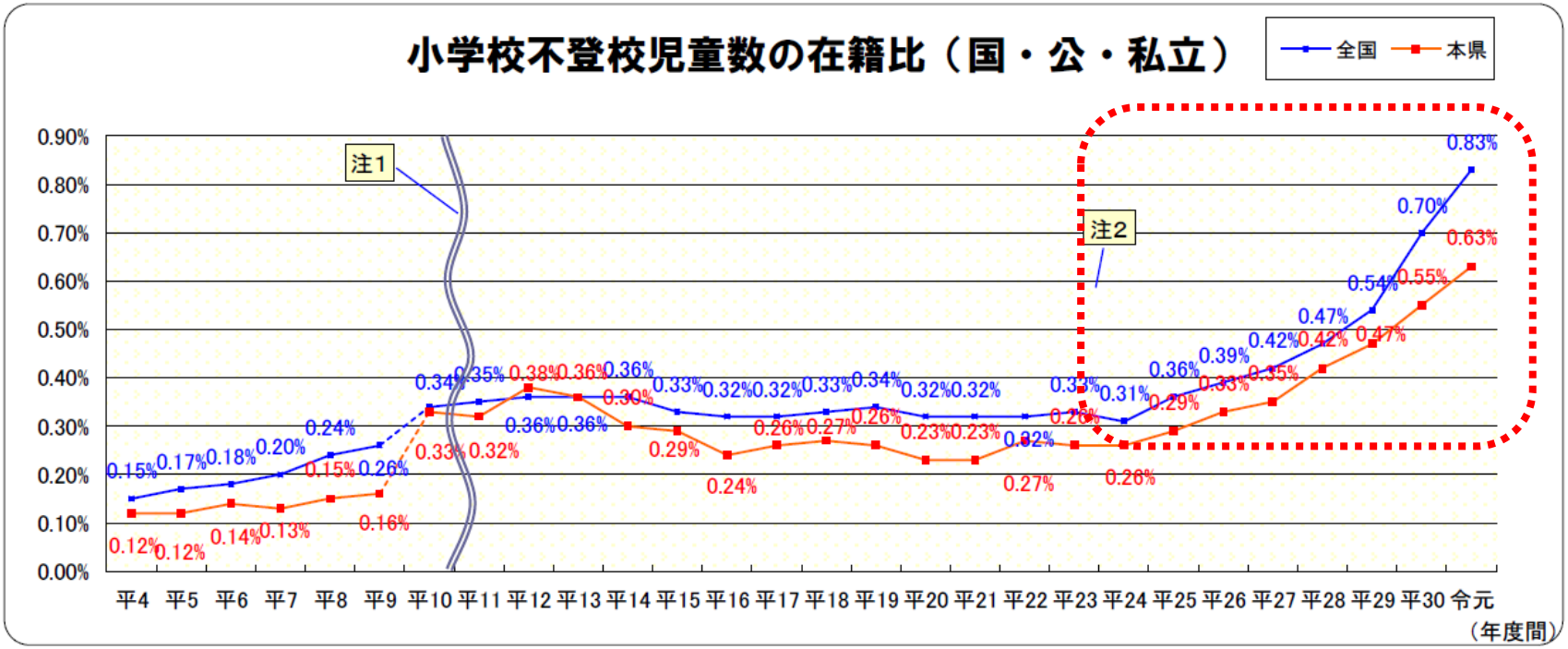
小学校不登校児童数の在籍比（国・公・私立）
全国
本県
注1
注2
0.90%
0.80%
0.70%
0.60%
0.50%
0.40%
0.30%
0.20%
0.10%
0.00%
平4 平5 平6 平7 平8 平9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 平19 平20 平21 平22 平23 平24 平25 平26 平27 平28 平29 平30 令元
（年度間）

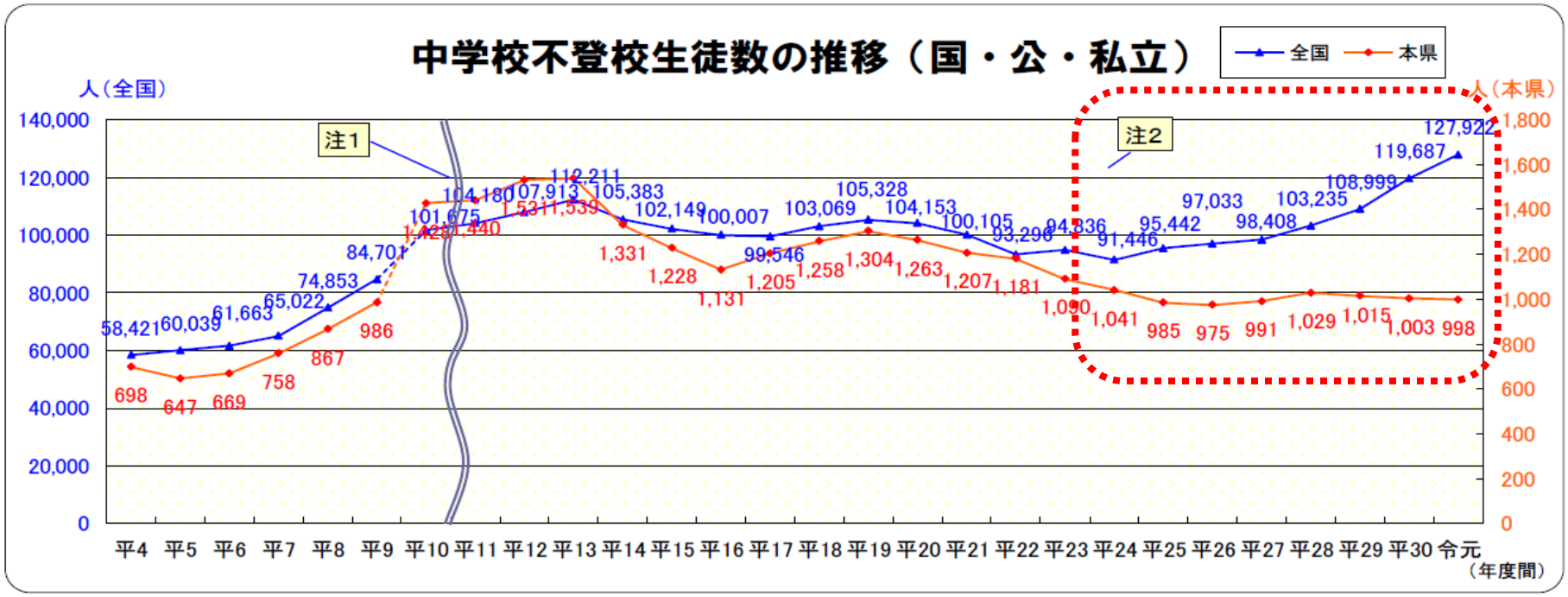
中学校不登校生徒数の推移（国・公・私立）
全国
本県
人（全国）
人（本県）
注1
注2
58,421 60,039 61,663 65,022 74,853 84,701 101,675 104,180 107,913 112,211 105,383 102,149 100,007 99,546 103,069 105,328 104,153 100,105 93,296 94,836 91,446 95,442 97,033 98,408 103,235 108,999 119,687 127,922
698 647 669 758 867 986 1,440 1,539 1,331 1,228 1,131 1,205 1,258 1,304 1,263 1,207 1,181 1,090 1,041 985 975 991 1,029 1,015 1,003 998
平4 平5 平6 平7 平8 平9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 平19 平20 平21 平22 平23 平24 平25 平26 平27 平28 平29 平30 令元
（年度間）

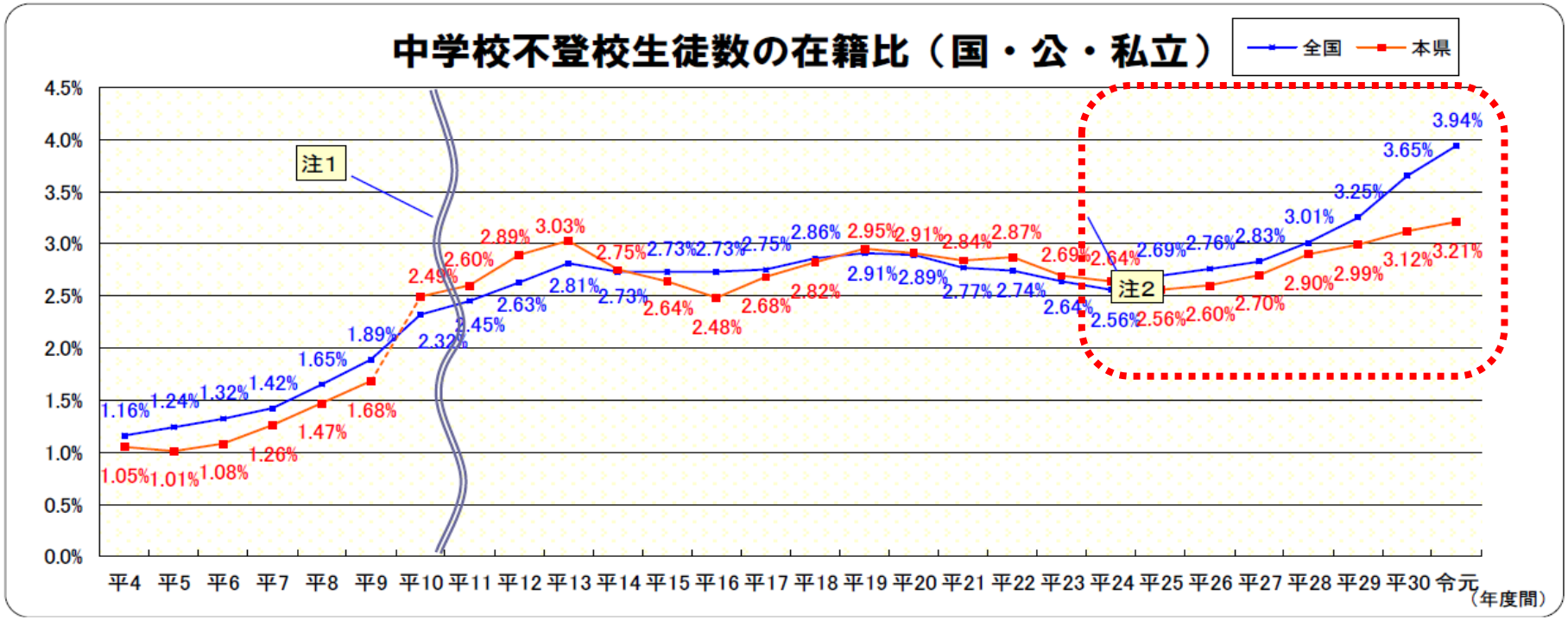
中学校不登校生徒数の在籍比（国・公・私立）
全国
本県
注1
注2
1.16% 1.24% 1.32% 1.42% 1.65% 1.89% 2.32% 2.45% 2.63% 2.81% 2.73% 2.73% 2.73% 2.75% 2.86% 2.91% 2.89% 2.77% 2.74% 2.64% 2.56% 2.69% 2.76% 2.83% 3.01% 3.25% 3.65% 3.94%
1.05% 1.01% 1.08% 1.26% 1.47% 1.68% 2.49% 2.60% 2.89% 3.03% 2.75% 2.64% 2.48% 2.68% 2.82% 2.95% 2.91% 2.84% 2.87% 2.69% 2.56% 2.56% 2.60% 2.70% 2.90% 2.99% 3.12% 3.21%
平4 平5 平6 平7 平8 平9 平10 平11 平12 平13 平14 平15 平16 平17 平18 平19 平20 平21 平22 平23 平24 平25 平26 平27 平28 平29 平30 令元
（年度間）

自治体によるフリースクール等への支援施策等

茨城県フリースクール連携推進事業

◎フリースクールに対する運営費補助について

① 補助対象

補助要件を満たしたフリースクールを補助対象とする。

② 補助対象経費

ア 常勤職員の1名分の人件費（給料、諸手当）

イ 学習に係る教材や参考図書の購入費

ウ 体験活動に係るバス借上料及び施設入場料

エ 外部講師招へいのための謝金及び旅費

③ 補助率及び補助限度額

補助率は、補助対象経費の実支出額の2分の1以内とする。

補助額は、1施設あたり年間1,000,000 円を限度とする。

茨城県フリースクール連携推進事業

◎授業料等補助について

① 補助対象

補助要件に該当するフリースクールに通所している児童生徒がいる経済的な事情のある世帯を補助対象とする。

② 補助対象経費

フリースクールへの通所に係る授業料等

③ 補助率及び補助限度額

補助率は、保護者が支払う金額の2分の1以内とする。

補助額は、不登校児童生徒1人につき、1か月あたり15,000 円を限度とする。

茨城県フリースクール連携推進事業

補助金の種類	補助対象者	補　助　対　象　経　費	補助率	補　助 限度額
運営費補助金	対象フリースクール （複数か所で本事業を実施している運営費の補助は、１か所に限る）	事業に要する経費のうち、常勤職員に係る給料、手当	２分の１以内	年間 1,000,000円
		事業に要する経費のうち、学習に係る教材や参考図書の購入費、体験活動に係るバス借上料・施設入場料及び外部講師招へいのための謝金・旅費		
授業料等補助金	対象通所世帯（住民税非課税世帯、要保護世帯又は準要保護世帯に限る。）	フリースクールへの通所に係る授業料等	２分の１以内	児童生徒 １人につき １か月あたり 15,000円

上越市フリースクール等利用支援補助金

◎対象者

フリースクール等を利用する小学校の児童または中学校（中等教育学校の前期課程を含む）の生徒の保護者で、本市に住所を有し、次のいずれかの世帯に属するもの

- 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている人（保護が停止されている人を含む。）の属する世帯
- 保護者及び同一世帯に属する人の当該年度（フリースクール等を利用する日の属する年度。当該利用する日が4月から8月までの場合にあっては、前年度）分の都道府県民税及び市町村民税の所得割の課税額の合計額が14万8,333円未満である世帯

（注）「フリースクール等」とは、教育委員会が利用を適当と認める施設であって、児童または生徒が通学する小学校または中学校の校長がこの施設において行われる指導内容を考慮し、施設の利用をもって通学する学校での出席扱いとすることができるものをいいます。

上越市フリースクール等利用支援補助金

◎補助金の交付の対象となる経費

➢ 利用開始時の経費

- 入学費（フリースクール等の利用開始に係る経費）
- 入寮費（フリースクール等の寮の利用開始に係る経費）

➢ 毎月の経費

- 学習費（フリースクール等の利用に係る経費）
- 寮費（フリースクール等の寮の利用に係る経費）
- 食費（フリースクール等から提供される食事に係る経費）

➢ 体験利用費（フリースクール等の体験利用に係る費用）

上越市フリースクール等利用支援補助金

◎補助金額

補助金の額は、対象経費ごとに保護者が負担した額に2分の1を乗じて得た額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、別表に定める額を限度とします。

区分		限度額		
		単位	児童（小学生）の保護者	生徒（中学生）の保護者
利用開始時負担経費	入学費	1回	75,000円	100,000円
	入寮費	1回	50,000円	50,000円
毎月負担経費	学習費	月額	20,000円	22,500円
	寮費	月額	7,500円	7,500円
	食費	月額	17,500円	20,000円
体験利用費		日額	3,000円	3,000円

上越市フリースクール等利用支援補助金

◎2022年度予算

No.	重点戦略 暮らし	重点戦略 産業	重点戦略 交流	地方創生	公約関連	区分※1	主な事業	課名	令和3年度当初予算※2 ①	令和4年度当初予算※3 ②	増減 ②－①
											（単位：千円）
19				○		継続	私立高等学校等教育振興事業	教育総務課			
	6次総の施策の柱						フリースクール等利用支援補助金		771	771	0
	6-1-2-1 全ての子どもの学びの保障						・不登校の状態にある児童生徒の学校復帰と自立を支援するため、児童生徒のフリースクール等の利用に係る経費の一部を補助する。				

自治体（県、市）による施策一覧

◎茨城県 フリースクール連携推進事業
◎上越市 フリースクール等利用支援補助金
◎神奈川県 学校とフリースクール等との連携推進事業
◎千葉市 不登校児童生徒の学習支援とフリースクールとの連携事業
◎草津市 不登校支援フリースクール利用助成費
◎鳥取市 フリースクール等の通所費等を助成
◎愛媛県　フリースクールに対する財政的支援
（新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当）
◎鳥取県 フリースクール連携推進事業
など

まとめと提案

- 文部科学省の調査資料からも、不登校児童生徒の数は増加傾向にあり、この10年ほどはより一層増加してきている。それは青森県内でも同様である。
- 不登校の子どもたちの学びの場として30年ほど前から民間・市民団体によりフリースクールの活動が進められ全国に広がってきた。
- 「教育機会確保法」の制定によりフリースクールが教育の場として位置づけられ、不登校児童への支援策も進められている。
- しかし、フリースクールへの財政的な支援が皆無なため、利用料など保護者等の負担が重く、経済的な理由によりフリースクールへ行くことができないこどもたちも存在している。
- 一部の自治体では独自施策によりフリースクールや保護者等への財政的な支援が行われており、少しずつではあるがその取組みが広がっている。（国の補助金を活用している事例も存在）

➔このような経過、現状のもと、青森県及び県内市町村でのフリースクールや保護者への財政的支援策のご検討を！